

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社C部に事務職として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、通勤途上のD駅において電車を降りる際に後方から人に押されたことによりバランスを崩して転倒した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害当日、E病院に受診し、「頸部捻挫、右手関節捻挫、左肘捻挫、頰椎症性神経根症」等と診断され、その後、複数の医療機関で治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認められるが、請求人には同一系列に障害等級第14級に該当する既存障害が残存するので、障害等級第12級相当額から障害等級第14級相当額を差し引いた額の障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害は障害等級第12級に該当するとして、既存障害の障害等級第14級相当額を差し引いて障害給付を支給するとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 平成○年○月○日に発生した本件災害により残存する頸部・右上肢の疼痛、しびれは、障害等級第12級に該当するとして監督署長の処分について、当事者間に争いはない。

(2) 請求人は、平成○年○月○日に発生した災害により「腰部打撲、右膝打撲」の傷病名により加療を受け、治ゆ後の腰痛・両下肢痛等の神経症状について、「局部に神経症状を残すもの（障害等級第14級の9）」に該当するとして、同等級相当額の障害給付を受給していることが認められる。

また、請求人は、平成○年○月○日に発生した通勤災害及び平成○年○月○日に発生した通勤災害による後遺障害についても、残存する局部の神経症状に対していずれも障害等級第14級の9に該当するとの認定を受けていることが認められる。

(3) 上記(1)及び(2)から、本件災害により請求人に現存する障害は、決定書理由第2の2(2)中に説示のとおり、準用第12級となり、障害の程度を加重したものであることから、当審査会としても、障害等級第12級に相当する保険給付の額から、既存障害の障害等級第14級に相当する保険給付の額を差引いた額が支給すべきものと判断する。

(4) 請求人は、当審査会において過去に取り消しとなった裁決例を引用し、本件についても同様に判断されるべき旨を主張するが、加重には該当しない新たな

神経障害として、既存障害と別個に評価して障害等級に応ずる障害補償給付を支給するか否かの判断は、新旧双方の受傷部位、その程度、予想される症状、当該障害の労働能力の影響の程度等を総合的に勘案して別個に決定すべきものであると思料するところ、本件については、子細に検討した結果、上記判断のとおりであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。